

北海道地域防災計画の修正の概要について

(本編、地震・津波防災計画編、原子力防災計画編)

1 北海道地域防災計画について

「北海道地域防災計画」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、北海道、市町村、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるため、北海道防災会議（会長：北海道知事）が作成するもの。

【北海道地域防災計画の構成】

本 編

防災組織、災害予防、災害応急対策、災害復旧・被災者援護 等

地震・津波防災計画編

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防止対策 等

原子力防災計画編

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力中長期対策 等

資料編

各種連絡先、観測・情報伝達施設、輸送施設、災害時協定 等

2 計画修正の趣旨

本道における自然災害や原子力災害対策の充実強化等を図る観点から、防災基本計画（国）や原子力災害対策指針など国の各種制度改正をはじめ、本道における大雨等災害の検証のほか、防災総合訓練・原子力防災訓練の実施結果や道内における地震被害想定公表などを踏まえ、所要の修正を行う。

3 主な修正の概要

(1) 本編

○北海道災害時応援・受援マニュアルを規定（第5章第7節、地震・津波編第3章第28節）

- ・道内で大規模災害が発生した場合の応急対策に係る応援・受援の具体的な手順を定めた「北海道災害時応援・受援マニュアル」を策定したことから、計画に規定。

○北海道防災共通地図を規定（第5章第1節）

- ・災害の種別や地域に応じて、関係機関と連携・協力し対応できるよう、関係機関間の情報共有ツールとして、指定緊急避難場所や交通輸送拠点などを明示した「北海道防災共通地図」を策定したことから、計画に規定。

○被災者支援の対応力強化としての災害ボランティアセンターの規定

（第5章第31節、地震・津波編第3章第30節）

- ・道社会福祉協議会において「北海道災害ボランティアセンター」が常設され、大規模災害が発生した際、被災地において災害ボランティアが適切に活動できるよう「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定したことから、計画に規定。

(2) 地震・津波防災計画編

○地震被害想定を規定（第1章第7節）

- ・全道版の地震被害想定調査結果報告に基づき、被害想定を行う地震の設定のほか、対象とする項目や条件など、被害想定結果の概要を計画に明記。

(3) 原子力防災計画編

○外国人観光客に対する配慮を規定（第3章第5節）

- ・外国人観光客に対し、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を計画に規定。

○複合災害の例示として「暴風雪」を規定（第3章第5節）

- ・複合災害の例示として「暴風雪」を規定するとともに、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させることを計画に明記。

○関係町村長による自然災害に対する避難の指示を規定（第3章第5節）

- ・国の防災基本計画の改正に鑑み、国から屋内退避の指示が出されている中で、人命最優先の観点から、関係町村独自の判断で自然災害に対する避難指示を行うことができる旨を計画に規定。